

定 款

特定非営利活動法人 生体バランスセラピー
(Organism Balance Therapy)



— 煉武 —
Group 10: 煉武 (Lianwu)

特定非営利活動法人 生体バランスセラピー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人 生体バランスセラピー (Organism Balance Therapy) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、神奈川県横浜市に置く。

2 前項の法人は、前項の規定のほか従たる事務所を、大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、福祉活動に貢献するために、不特定の人々に健康維持と増進に関する事業を行うことを目的とする。

(活動)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的に係わる次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ① 各地域において光輝療法（光と熱と手技による療法）と生体バランスセラピー（量子と手技による療法）によるボランティア活動を行う。
- ② マイスターの養成をするための各種の講習会を行う。
- ③ 啓発資料や関連物品の制作・販売を行う。
- ④ その他、活動に必要な事業を行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)
の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。

(入会)

第7条

(1) 正会員として入会しようとする者は、入会申し込み書を提出し、理事会の承認
を得なければならない。

理事会は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるも
のとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを
除名することができる。

(1) 定款並びに当法人の諸規定に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種別、定数及び選任等)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

- 2 理事及び監事は、総会において正会員より選任する。
- 3 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、3名以内を常務理事とする。
- 4 理事長、副理事長、常務理事は理事の互選により選任する。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

3 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第13条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第15条 役員はその総数3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第16条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席し意見を述べることができる。

3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別)

第17条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第21条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事録については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名または記名押印しなければならない。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決等)

第32条 この法人の業務は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者の場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

1. *Chlorophyll a* and *Chlorophyll b* were determined by the method of Lichtenthaler and Whistler (1973).

the 1990s, the number of people in the world who are under 15 years of age is expected to increase from 1.1 billion to 1.5 billion. The number of people aged 65 and over is expected to increase from 250 million to 450 million. The number of people aged 15 and over is expected to increase from 3.5 billion to 4.5 billion. The number of people aged 15 and over is expected to increase from 3.5 billion to 4.5 billion. The number of people aged 15 and over is expected to increase from 3.5 billion to 4.5 billion.

1. *Chlorophyll a* and *Chlorophyll b* were determined by the method of Lichtenthaler (1987).

- (2) 会費 1000 円

- 附件(3) 寄附金品

- (4) 財産から生じる収益

- (5) 事業に伴う収益

- (6) その他の収益

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、次に掲げる事業とする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

1. *Chlorophyll a* and *Chlorophyll b* were determined by the method of Arar and Collins (1971) using a Shimadzu 1010 spectrophotometer. The concentration of chlorophyll was expressed in $\mu\text{g mL}^{-1}$ of the sample.

- (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第41条 第41条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

1 主たる事務所とは、この法人の事務の中心となる場所を指し、この法人の事務の中心となる場所を定めることができる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 総会の決議によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告)

- 第50条 この法人の公告は掲示場に掲示するとともに、官報に掲示して行う。
但し法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人に主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委任)

- 第51条 この定款の施行について必要な事項は定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。(1999年5月24日)
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
入会金 10,000円 年会費 3,000円
 - (2) 賛助会員
入会金 10,000円 年会費 3,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

理事長	氏名	橋 中 忠 義
副理事長	氏名	馬 場 隆 一
副理事長	氏名	三 浦 和 子
常務理事	氏名	神 原 珠 江
常務理事	氏名	池 中 小夜子
常務理事	氏名	横 山 卓
理事	氏名	池 中 幸 子
理事	氏名	古 川 かよ子

理事	氏名	酒 井	明 子
理事	氏名	實 方	敦 子
理事	氏名	島 村	純 子
理事	氏名	谷 田	慶 子
理事	氏名	角 谷	比早子
理事	氏名	中 島	福 代
理事	氏名	西 浦	美彌子
理事	氏名	西 村	哲 也
理事	氏名	松 村	久 子
理事	氏名	松 井	八十夫
理事	氏名	三 木	浩 子
理事	氏名	渡 邊	智 子
監事	氏名	神 原	聖
監事	氏名	高 田	正 子
監事	氏名	土志田	芳 江

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成11年12月31日までとする。

附則

- 1 この定款は2000年7月7日（大阪府知事認証の日）から施行する。
第14条第1項 役員任期変更

附則

- 1 この定款は2000年9月17日から施行する。
第2条 主たる事務所移転による変更

附則

- 1 この定款は2001年6月27日（知事が認証した日）から施行する。
第9条第2項第2号の変更

附則

- 1 この定款は2015年2月19日から施行する。
第2条主たる事務所移転による変更
第2条従たる事務所廃止及び設置による変更

附則

- 1 この定款は2017年4月28日から施行する。
第2条 主たる事務所を大阪府大阪市に置くと変更
第2条2 従たる事務所を東京都港区、神奈川県横浜市、宮城県仙台市、
山梨県南都留郡山中湖村に置くと変更
第52条 法第28条変更による変更

附則

- 1 この定款は2019年4月25日から施行する。
第12条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事5名以上9名以内

附則

- 1 この定款は2019年9月8日から施行する。
第2条 主たる事務所を大阪府大阪市に置くと変更
第2条2 従たる事務所を東京都中央区、神奈川県横浜市、宮城県仙台市、
山梨県南都留郡山中湖村、三重県伊賀市に置くと変更

附則

- 1 この定款は 2020 年 12 月 1 日から施行する。
第5条 (1) ② マイスターの養成をするための各種の講習会を行うと変更

附則

- 1 この定款は 2021 年 11月 22日から施行する。
 - 第2条 この法人は、主たる事務所を、神奈川県横浜市に置くと変更
 - 第2条2 この法人は、前項の規定のほか従たる事務所を、大阪府大阪市に置くと変更
 - 東京都中央区に置く従たる事務所の廃止
 - 宮城県仙台市に置く従たる事務所の廃止
 - 山梨県南都留郡山中湖村に置く従たる事務所の廃止
 - 三重県伊賀市に置く従たる事務所の廃止
- 第6条 第12条 第16条 第21条 第27条 第28条
第36条 第42条 第43条 第44条 第45条 第48条 第49条
第50条 第51条の訂正

附則

- 1 この定款は 2023 年 9月 26日から施行する。
 - 第1条 当法人は、特定非営利活動法人 生体バランスセラピー (Organism Balance Therapy) というに変更
 - 第5条
 - (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① 各地域において生体バランスセラピーによるボランティア活動を行う。
 - ② マイスターの養成をするための各種の講習会を行う。
 - ③ その他、活動に必要な事業を行う に変更
 - 第28条
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名または記名押印しなければならない に変更

附則

1 この定款は 2024年 4月 23日から施行する。

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の社員とする。

（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。 に変更

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない を削除

以下、各条線上

第11条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず、これを返還しない を削除

以下、各条線上

第44条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に

終わる に変更

附則

1 この定款は 2024年 9月 30日から施行する。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行う。 に変更

第7条 （1）正会員として入会しようとする者は、入会申し込み書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

理事会は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとする。 に変更

第8条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 に変更

1000

[illegible][illegible]

第 5 条 この法人は、第3条の目的に係わる次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ① 各地域において光輝療法（光と熱と手技による療法）と生体バランスセラピー（量子と手技による療法）によるボランティア活動を行う。
- ② マイスターの養成をするための各種の講習会を行う。
- ③ 啓発資料や関連物品の制作・販売を行う。
- ④ その他、活動に必要な事業を行う。

1990-1991, 1991-1992, 1992-1993, 1993-1994, 1994-1995, 1995-1996, 1996-1997, 1997-1998, 1998-1999, 1999-2000, 2000-2001, 2001-2002, 2002-2003, 2003-2004, 2004-2005, 2005-2006, 2006-2007, 2007-2008, 2008-2009, 2009-2010, 2010-2011, 2011-2012, 2012-2013, 2013-2014, 2014-2015, 2015-2016, 2016-2017, 2017-2018, 2018-2019, 2019-2020, 2020-2021, 2021-2022, 2022-2023, 2023-2024, 2024-2025, 2025-2026, 2026-2027, 2027-2028, 2028-2029, 2029-2030, 2030-2031, 2031-2032, 2032-2033, 2033-2034, 2034-2035, 2035-2036, 2036-2037, 2037-2038, 2038-2039, 2039-2040, 2040-2041, 2041-2042, 2042-2043, 2043-2044, 2044-2045, 2045-2046, 2046-2047, 2047-2048, 2048-2049, 2049-2050, 2050-2051, 2051-2052, 2052-2053, 2053-2054, 2054-2055, 2055-2056, 2056-2057, 2057-2058, 2058-2059, 2059-2060, 2060-2061, 2061-2062, 2062-2063, 2063-2064, 2064-2065, 2065-2066, 2066-2067, 2067-2068, 2068-2069, 2069-2070, 2070-2071, 2071-2072, 2072-2073, 2073-2074, 2074-2075, 2075-2076, 2076-2077, 2077-2078, 2078-2079, 2079-2080, 2080-2081, 2081-2082, 2082-2083, 2083-2084, 2084-2085, 2085-2086, 2086-2087, 2087-2088, 2088-2089, 2089-2090, 2090-2091, 2091-2092, 2092-2093, 2093-2094, 2094-2095, 2095-2096, 2096-2097, 2097-2098, 2098-2099, 2099-2100, 2100-2101, 2101-2102, 2102-2103, 2103-2104, 2104-2105, 2105-2106, 2106-2107, 2107-2108, 2108-2109, 2109-2110, 2110-2111, 2111-2112, 2112-2113, 2113-2114, 2114-2115, 2115-2116, 2116-2117, 2117-2118, 2118-2119, 2119-2120, 2120-2121, 2121-2122, 2122-2123, 2123-2124, 2124-2125, 2125-2126, 2126-2127, 2127-2128, 2128-2129, 2129-2130, 2130-2131, 2131-2132, 2132-2133, 2133-2134, 2134-2135, 2135-2136, 2136-2137, 2137-2138, 2138-2139, 2139-2140, 2140-2141, 2141-2142, 2142-2143, 2143-2144, 2144-2145, 2145-2146, 2146-2147, 2147-2148, 2148-2149, 2149-2150, 2150-2151, 2151-2152, 2152-2153, 2153-2154, 2154-2155, 2155-2156, 2156-2157, 2157-2158, 2158-2159, 2159-2160, 2160-2161, 2161-2162, 2162-2163, 2163-2164, 2164-2165, 2165-2166, 2166-2167, 2167-2168, 2168-2169, 2169-2170, 2170-2171, 2171-2172, 2172-2173, 2173-2174, 2174-2175, 2175-2176, 2176-2177, 2177-2178, 2178-2179, 2179-2180, 2180-2181, 2181-2182, 2182-2183, 2183-2184, 2184-2185, 2185-2186, 2186-2187, 2187-2188, 2188-2189, 2189-2190, 2190-2191, 2191-2192, 2192-2193, 2193-2194, 2194-2195, 2195-2196, 2196-2197, 2197-2198, 2198-2199, 2199-2200, 2200-2201, 2201-2202, 2202-2203, 2203-2204, 2204-2205, 2205-2206, 2206-2207, 2207-2208, 2208-2209, 2209-2210, 2210-2211, 2211-2212, 2212-2213, 2213-2214, 2214-2215, 2215-2216, 2216-2217, 2217-2218, 2218-2219, 2219-2220, 2220-2221, 2221-2222, 2222-2223, 2223-2224, 2224-2225, 2225-2226, 2226-2227, 2227-2228, 2228-2229, 2229-2230, 2230-2231, 2231-2232, 2232-2233, 2233-2234, 2234-2235, 2235-2236, 2236-2237, 2237-2238, 2238-2239, 2239-2240, 2240-2241, 2241-2242, 2242-2243, 2243-2244, 2244-2245, 2245-2246, 2246-2247, 2247-2248, 2248-2249, 2249-2250, 2250-2251, 2251-2252, 2252-2253, 2253-2254, 2254-2255, 2255-2256, 2256-2257, 2257-2258, 2258-2259, 2259-2260, 2260-2261, 2261-2262, 2262-2263, 2263-2264, 2264-2265, 2265-2266, 2266-2267, 2267-2268, 2268-2269, 2269-2270, 2270-2271, 2271-2272, 2272-2273, 2273-2274, 2274-2275, 2275-2276, 2276-2277, 2277-2278, 2278-2279, 2279-2280, 2280-2281, 2281-2282, 2282-2283, 2283-2284, 2284-2285, 2285-2286, 2286-2287, 2287-2288, 2288-2289, 2289-2290, 2290-2291, 2291-2292, 2292-2293, 2293-2294, 2294-2295, 2295-2296, 2296-2297, 2297-2298, 2298-2299, 2299-2300, 2300-2301, 2301-2302, 2302-2303, 2303-2304, 2304-2305, 2305-2306, 2306-2307, 2307-2308, 2308-2309, 2309-2310, 2310-2311, 2311-2312, 2312-2313, 2313-2314, 2314-2315, 2315-2316, 2316-2317, 2317-2318, 2318-2319, 2319-2320, 2320-2321, 2321-2322, 2322-2323, 2323-2324, 2324-2325, 2325-2326, 2326-2327, 2327-2328, 2328-2329, 2329-2330, 2330-2331, 2331-2332, 2332-2333, 2333-2334, 2334-2335, 2335-2336, 2336-2337, 2337-2338, 2338-2339, 2339-2340, 2340-2341, 2341-2342, 2342-2343, 2343-2344, 2344-2345, 2345-2346, 2346-2347, 2347-2348, 2348-2349, 2349-2350, 2350-2351, 2351-2352, 2352-2353, 2353-2354, 2354-2355, 2355-2356, 2356-2357, 2357-2358, 2358-2359, 2359-2360, 2360-2361, 2361-2362, 23

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

1000

Journal of Interpersonal Violence 26(10) 1978–1997
© The Author(s) 2011
Reprints and permissions: <http://www.sagepub.com/journalsPermissions.nav>

姓名: 李海平 性别: 男 年龄: 35 籍贯: 广东 职业: 教师 学历: 本科
 工作单位: 广州市教育局 联系电话: 13808888888 电子邮箱: 13808888888@qq.com

Figure 1. The effect of the concentration of the *Agrobacterium* suspension on the transformation efficiency of *Agrobacterium* strains.

1. 根據圖 1.1 中，若 α 和 β 是 $\mathbb{R}^n$ 中兩個正交的向量，則 α 和 β 的內積為 0。若 α 和 β 是 $\mathbb{R}^n$ 中兩個不正交的向量，則 α 和 β 的內積不為 0。若 α 和 β 是 $\mathbb{R}^n$ 中兩個不正交的向量，則 α 和 β 的內積不為 0。